

鎌 選 管 第 338 号

令和7年(2025年)5月29日

鎌倉市議会議長 中澤 克之 様

鎌倉市選挙管理委員会

委員長職務代理者

奥津 淑子



文書による質問への回答について

令和7年(2025年)5月22日付でご依頼のありました件につきまして、別紙のとおり、ご回答致します。

事務担当は、鎌倉市選挙管理委員会事務局

内線：2471



議会受付番号	文書質問第3号
質問者	中澤 克之 議員
答弁する者	選挙管理委員会委員長職務代理者及び事務局長

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第3号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

(一) 令和7年4月27日執行の鎌倉市議会議員選挙は、多くの選挙違反が指摘されている。

以下公共施設内における事前運動について、鎌倉市選挙管理委員会の見解を求め、合わせて対応について質問する。

1 選挙違反事実

本年3月、笛田公園を利用する団体役員から、質問者に連絡があった。笛田公園を利用するため管理棟に行ったところ、指定管理者職員から「今度の鎌倉市議会議員選挙に立候補する方からパンフレットを置かせて欲しいと頼まれ、来た人に配って欲しいと言われたのでお渡しします」と言われた。現物を受け取り、疑問に思ったので質問者に連絡をいただいた。特定期日の特定選挙において、当選を得させる目的であり、明らかに事前運動である。

この事実は、直後にみどり公園課長に連絡をし、選挙管理委員会にも通報済みである。

2 事実確認のための調査をいつ、どのように行なったか。

3 事前運動は、公職選挙法において厳しく制限されている。当然、事前運動の通報があった場合、警察と情報共有する。犯罪事実を知った場合は、公務員は告発義務がある。

警察といつどのように事前運動の通報に対して行なったか。

4 事前運動を行なった候補者に対して、調査等をいつどのように行なったか。

5 事前運動通報に対して、当然行政文書を作成しなくてはならないが、いつ作成したか。

(二) 令和7年4月27日執行の鎌倉市議会議員選挙における収支報告書提出において、鎌倉市選挙管理委員会から、出納責任者の身分証明書の提出を求められた。過去において、出納責任者の身分証写を提出したことはなく、当該法令改正も行われていない。

以下鎌倉市議会議員選挙における収支報告書の出納責任者の身分証提出に関して見解を求め、合わせて質問する。

1 事実

質問者は、令和7年5月12日、選挙収支報告書を鎌倉市選挙管理委員会に提出した。同時に、鎌倉市選挙管理委員会より、出納責任者の身分証写の提出を求められた。公職選挙法に、出納責任者の身分証写の提出記載はなく、鎌倉市の条例でも記載はどこにもない。鎌倉市選挙管理委員会に出納責任者身分証写提出の根拠法令を求めたら、回答はなかった。

2 なぜ、法令にない出納責任者の身分証写の提出を求めたのか。

3 鎌倉市選挙管理委員会が、法令にない出納責任者の身分証提出を求めた事実は、公務員による個人情報目的外取得となり、公務員としてあり得ない事態である。

この事実は、選挙管理委員会事務局長に通報した。事実確認をいつどのように行なったのか

4 違法行為の通告は、鎌倉市選挙管理委員会事務局長に対して行なっている。鎌倉市選挙管理委員会としての見解と対処を行なったのか。

5 違法行為通報に対して、当然行政文書を作成しなくてはならないが、いつ作成したか。

(三) 令和7年4月27日執行の鎌倉市議会議員選挙に関して、令和7年5月7日、週刊誌において選挙事前運動が報道された。事前運動は、選挙の公平性を阻害する行為であり、厳しく制限されている。以下鎌倉市議会議員選挙における事前運動に関して見解を求め、合わせて質問する。

1 事実

令和7年5月7日、週刊誌において、令和7年4月27日執行の鎌倉市議会議員選挙に関して、事前運動の公職選挙違反が報道された。鎌倉市選挙管理委員会事務局長に対して、口頭で事実確認と事前運動であるから警察と協議するよう話した。

2 週刊誌報道に関して、事実確認はいつどのように行なったのか。

3 週刊誌報道にあるように、明確な事前運動である。鎌倉市選挙管理委員会として、いつどのような対応を行なったのか事実確認をいつどのように行なったのか。

4 違法行為の通告は、鎌倉市選挙管理委員会事務局長に対して行なっている。鎌倉市選挙管理委員会としての見解と対処を行なったのか答弁を求める。

5 事前運動は、公職選挙法において厳しく制限されている。当然、事前運動の通報があった場合、警察と情報共有する。犯罪事実を知った場合は、公務員は告発義務がある。

警察といつどのように事前運動の通報に対して行なったか。

6 違法行為通報に対して、当然行政文書を作成しなくてはならないが、いつ作成したか。

2 質問の理由

(一) 公職選挙法を所管する鎌倉市選挙管理委員会は、法解釈を独自解釈し、違反事例によって扱いを変えている事例があり、質問者も何度も指摘している。公職選挙法が、候補者並びに政治家になろうとする者に対して公平でなくてはならず、またその運用は公職選挙法においてのみ為される。

事前運動は、選挙の根幹に反する行為であり、厳しく制限されなくてはならない。まして、公共施設内において、許可なく自らの選挙立候補を告げ、パンフレットを置くことを依頼し、配布まで依頼することは断じて許されない。

鎌倉市選挙管理委員会は、公職選挙法を所管しており、違反の通報に対しては、厳粛に対処しなくてはならない。当然、当質問主意書の違反については、厳しく望んでいると思うが、改めて答弁を求める。

なお、鎌倉市選挙管理委員会は、公職選挙法についての法解釈を出しているが、鎌倉市選挙管理委員会事務局長は、公職選挙法について調査権限は「無い」と断言した。しかし、選挙管理委員会は、調査権限を有することは、司直に確認している。

(二) 公職選挙法を所管する鎌倉市選挙管理委員会は、法解釈を独自解釈し、違反事例によって扱いを変えている事例があり、質問者も何度も指摘している。鎌倉市選挙管理委員会は、法令に必要としない個人情報、違法に取得しようとした事実があり、公務員は法令においてのみ、その職務を遂行できる。個人情報の目的外取得は、公務員としては行なってはいけない行為であり、処罰の対象ともなる。なぜこのようなことが行なわれたのか、明確に答弁を求める。

なお、鎌倉市選挙管理委員会は、公職選挙法についての法解釈を出しているが、鎌倉市選挙管理委員会事務局長は、公職選挙法について調査権限は「無い」と断言した。しかし、選挙管理委員会は、調査権限を有することは、司直に確認している。

(三) 公職選挙は、公平に行わなくてはならない。そのために、選挙運動は厳しく定義されている。特に、事前運動は民主主義を否定する行為であり、公職選挙法を所管する鎌倉市選挙管理委員会は、厳しく対応すべきである。鎌倉市選挙管理委員会は、「捜査権はない」と「調査」すら否定している。しかし、公職選挙法を所管する鎌倉市選挙管理委員会は、警察とも連携していると発言している。今事前運動事件は、すでに報道されているので、当然鎌倉市選挙管理委員会として、警察と情報交換、告発等を行なっているはずである。なぜこのような事前運動が行われ、看過されたのか、明確に答弁を求める。

なお、鎌倉市選挙管理委員会は、公職選挙法についての法解釈を出しているが、鎌倉市選挙管

理委員会事務局長は、公職選挙法について調査権限は「無い」と断言した。しかし、選挙管理委員会は、調査権限を有することは、司直に確認している。

3 答弁を求める者

選挙管理委員会委員長、選挙管理委員会事務局長

4 答弁

(一) に対する答弁

質問2：事実確認のための調査をいつ、どのように行なったか。

答弁2：選挙の取締りに関する規定の公正な執行義務を負うのは「検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官」とされています（公職選挙法第7条）。選挙管理委員会は、取締義務を負うものではないため、本件においては事実確認のための調査は行っておりません。

質問3：事前運動は、公職選挙法において厳しく制限されている。当然、事前運動の通報があった場合、警察と情報共有する。犯罪事実を知った場合は、公務員は告発義務がある。

警察といつどのように事前運動の通報に対して行なったか。

答弁3：選挙違反が疑われる事項についての情報がもたらされた場合には、警察との情報共有に努めておりますが、警察の対応に関わることとなりますので、お答えは差し控えてさせていただきます。

質問4：事前運動を行なった候補者に対して、調査等をいつどのように行なったか。

答弁4：ご質問の件につきまして、前述の答弁のとおり、選挙管理委員会は、取締義務を負うものではないため、調査等は行っておりません。

質問5：事前運動通報に対して、当然行政文書を作成しなくてはならないが、いつ作成したか。

答弁5：ご質問の通報の件につきまして、行政文書は作成しておりません。

(二) に対する答弁

質問2：なぜ、法令にない出納責任者の身分証写の提出を求めたのか。

答弁2：収支報告書の提出時に身分証の写しの提出を求めた理由は、収支報告書の様式を規定する公職選挙法施行規則第23条第1項を根拠としています。

この条文が示す第31号様式は、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第132号）により改正され、備考の8として「出納責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。」と記載されました。

本件については、収支報告書の提出が出納責任者本人によってなされたものではな

く、出納責任者の署名の真正性について直ちに確認ができなかったことから、本人確認書類の提示を求めたものですので、出納責任者の本人確認書類を求めたことは、個人情報の目的外取得とはならないと判断しています。

質問3：鎌倉市選挙管理委員会が、法令にない出納責任者の身分証提出を求めた事実は、公務員による個人情報目的外取得となり、公務員としてあり得ない事態である。この事実は、選挙管理委員会事務局長に通報した。事実確認をいつどのように行なったのか。

答弁3：これらの経緯については、議員からの通報後、令和7年5月13日に担当した職員に事実確認を行いました。

質問4：違法行為の通告は、鎌倉市選挙管理委員会事務局長に対して行なっている。鎌倉市選挙管理委員会としての見解と対処を行なったのか。

答弁4：本件につきましては個人情報の目的外取得とはならず、違法行為ではないと認識しています。

質問5：違法行為通報に対して、当然行政文書を作成しなくてはならないが、いつ作成したか。

答弁5：ご質問の通報の件につきまして、行政文書は作成しておりません。

(三) に対する答弁

質問2：週刊誌報道に関して、事実確認はいつどのように行なったのか。

答弁2：ご質問の件につきまして、前述の答弁のとおり、選挙管理委員会は、取締義務を負うものではないため、事実確認は行っておりません。

質問3：週刊誌報道にあるように、明確な事前運動である。鎌倉市選挙管理委員会として、いつどのような対応を行なったのか事実確認をいつどのように行なったのか。

答弁3：繰り返しになり、恐縮ではございますが、ご質問の件につきまして、前述の答弁のとおり、選挙管理委員会は取締義務を負うものではないため、事実確認は行っておりません。

質問4：違法行為の通告は、鎌倉市選挙管理委員会事務局長に対して行なっている。鎌倉市選挙管理委員会としての見解と対処を行なったのか答弁を求める。

答弁4：選挙管理委員会は、取締義務を負うものではないため、ご質問の件につきましては、公職選挙法第7条の規定のとおり、権限と義務のある取り締まり当局において対処されるものと考えます。

質問5：事前運動は、公職選挙法において厳しく制限されている。当然、事前運動の通報があった場合、警察と情報共有する。犯罪事実を知った場合は、公務員は告発義務がある。

警察といつどのように事前運動の通報に対して行なったか。

答弁5：ご質問の件につきまして、前述の答弁のとおり、警察の対応に関わることでありますので、お答えは差し控えさせていただきます。

質問6：違法行為通報に対して、当然行政文書を作成しなくてはならないが、いつ作成したか。

答弁6：ご質問の通報の件につきまして、行政文書は作成しておりません。